

第1回臨時会会議録目次

第1日目（平成17年4月28日）

	頁
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 許可第 1号 議会運営副委員長の辞任について	4
○日程第 5 選挙第 1号 滝川市議会副議長の選挙について	4
○日程第 6 選挙第 2号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について	5
○日程第 7 選挙第 3号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について	6
○日程第 8 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	6
○日程第 9 選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	7
○日程第10 報告第 1号 平成16年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	7
○日程第11 報告第 2号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて	8
○日程第12 議案第 1号 滝川市統計調査条例の一部を改正する条例	8
○日程第13 議案第 2号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則	9
○閉会宣告	10

平成17年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成17年4月28日（木）

午前10時02分 開会

午前10時26分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 許可第 1号 議会運営副委員長の辞任について
- 日程第 5 選挙第 1号 滝川市議会副議長の選挙について
- 日程第 6 選挙第 2号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 3号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 9 選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第10 報告第 1号 平成16年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第11 報告第 2号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第12 議案第 1号 滝川市統計調査条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 2号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則

○出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 本間保昭君 | 2番 | 山腰修司君 |
| 3番 | 三上裕久君 | 4番 | 久保幹雄君 |
| 5番 | 大谷久美子君 | 6番 | 石田昇君 |
| 7番 | 渡辺精郎君 | 8番 | 清水雅人君 |
| 9番 | 大累泰幸君 | 10番 | 田中敏男君 |
| 11番 | 堀田建司君 | 12番 | 中田翼君 |
| 13番 | 谷口昭君 | 14番 | 山木昇君 |
| 15番 | 酒井隆裕君 | 16番 | 窪之内美知代君 |
| 18番 | 田村勇君 | 20番 | 井上正雄君 |
| 21番 | 水口典一君 | 22番 | 坂下薫君 |

○欠席議員（1名）

- 19番 藪内英之君

○説明員

市長	田村弘君	助役	深村完市君
収入役	門山伸夫君	教育長	安西輝恭君
監査委員	八幡吉宣君	総務部長	末松静夫君
市民生活部長	大竹敏章君	保健福祉部長	松井雅昭君
経済部長	中嶋康雄君	経済部参事	江上充明君
建設水道部長	池田隆君	建設水道部参事	木下善雄君
教育部長	辰巳信男君	監査事務局長	谷田部篤君
病院事務部長	東照明君	秘書課長	若山重樹君
総務課長	高橋賢司君	企画課長	館敏弘君
財政課長	西村孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	林弘君	次長	飯沼清孝君
主査	中川祐介君	主査	鈴木靖子君

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第1回滝川市議会臨時議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、19名であります。

欠席の申し出は藪内議員、遅刻の申し出は久保議員であります。

◎開議宣告

○議長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

この場合、4月1日付の人事異動に伴う部長職職員及び人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

去る4月13日、坂下副議長から、都合により4月27日付で副議長を辞職したい旨の願い出を受理いたしました。地方自治法第108条ただし書の規定に基づき、議長においてこれを許可しました。よって、滝川市議会会議規則第130条第3項の規定に基づき報告いたします。

ここで、退任されました坂下前副議長からあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。坂下副議長。

○坂下議員 お許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと存じます。

2年間でありましたけれども、私にとりましては非常に身に余る重責でございました。おかげさまで会派の皆さん方を初め、山腰議長さん、市長さんを初め市長部局の皆さん方に非常に温かく支えていただきました。大過なく務めさせていただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。すばらしい経験をさせていただきましたことを重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

言葉は足りませんが、一言お礼のごあいさつにかえます。ありがとうございました。

○議長 坂下前副議長には、2年間にわたり副議長として議会運営にご尽力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 許可第1号 議会運営副委員長の辞任について

○議長 日程第4、許可第1号 議会運営副委員長の辞任についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、谷口議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

谷口議会運営副委員長から、都合により副委員長を辞任したい旨の願い出を4月13日に受理いたしました。

お諮りいたします。本件は、願い出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、谷口議会運営副委員長の辞任を許可することに決しました。

(谷口議員入場)

◎日程第5 選挙第1号 滝川市議会副議長の選挙について

○議長 長 日程第5、選挙第1号 滝川市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川市議会副議長に谷口昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました谷口昭議員を滝川市議会副議長の当

選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷口昭議員が滝川市議会副議長に当選されました。

当選されました谷口昭議員には、本席よりその旨を告知いたします。

谷口昭議員の副議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。谷口新副議長。

○谷口議員 ご推薦いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

ちょうど地方議員は今現在折り返しの時点に参っております。残る2年間、市民の皆さんとともに、さらにまた議員の皆さんとともに総力を結集いたしまして滝川市の発展に全力を挙げて努力する考えを持っております。いずれにいたしましても、今後残り2年間、皆さんの温かいご支援、ご指導を心からお願いを申し上げまして、簡単措辞ではございますけれども、あいさついたします。どうもありがとうございます。

◎日程第6 選挙第2号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議 長 日程第6、選挙第2号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

中空知広域市町村圏組合議会議員であります坂下議員は、当該組合議会議長において地方自治法第126条ただし書の規定に基づき4月27日付で辞職が許可されておりますので、中空知広域市町村圏組合同規約第6条第3項の規定に基づき、補欠選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に谷口昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました谷口昭議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷口昭議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選されました谷口昭議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第7 選挙第3号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長 日程第7、選挙第3号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

中空知衛生施設組合議会議員であります谷口議員は、当該組合議会議長において地方自治法第126条ただし書の規定に基づき4月27日付で辞職が許可されておりますので、中空知衛生施設組合規約第6条第3項の規定に基づき、補欠選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に坂下薫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました坂下薫議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂下薫議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。当選された坂下薫議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第8 選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第8、選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第9 選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第9、選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第10 報告第1号 平成16年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 日程第10、報告第1号 平成16年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第1号 平成16年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて説明をいたします。

道営農免農道整備事業丸加2期地区の工事関連の一部が平成16年度中に執行されないことから、翌年度に繰越しが必要となったもので、3月の議会において平成16年度滝川市一般会計補正予算(第6号)の繰越明許費の議決を受けたところでありますが、この繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越額として634万3,000円、財源内訳は地方債634万3,000円であります。

以上、報告といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第11 報告第2号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 日程第11、報告第2号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました報告第2号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて説明を申し上げます。

北海道が事業主体として建設を進めております石狩川流域下水道事業につきまして、平成16年度の建設事業の一部が北海道において繰越明許されるということに伴いまして、石狩川流域下水道構成6市4町に係る負担金につきましても翌年度への繰り越しが必要となりましたので、3月の市議会第1回定例会で滝川市の負担額につきましても繰越明許費の議決をいただいたところであります。つきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費の繰り越しについて報告をいたします。

内容につきましては、滝川市の負担金287万4,000円でございます。財源は地方債でございます。

以上でございます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第12 議案第1号 滝川市統計調査条例の一部を改正する条例

○議長 日程第12、議案第1号 滝川市統計調査条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第1号 滝川市統計調査条例の一部を改正する条例でございますが、昨年秋の臨時国会に提出されました民法の一部を改正する法律が成立、公布され、本年4月1日に施行されたところでございます。この改正は、明治29年に成立いたしました片仮名、文語体の民法の表記を平仮名、口語体に改めるなど民法の現代語化を行いますとともに、保証制度の見直しに關します民法の実質改正を行うことを内容としたものでございます。

この民法の現代語化に当たりましては、ただいま申し上げました片仮名、文語体を親しみやすい平仮名、口語体と改正するほか、難解かつ一般的でない用語の言い換え、例を挙げますと、名誉毀損などに使われております「毀損」を「損傷」に、人の心情や事情を酌み取る意味で使われており

ます「斟酌」を「考慮」に改めるなどのほか、他の概念との混同を避けるための言い換えなどが行われたところでございます。

今回の滝川市統計調査条例の改正につきましては、これら民法の現代語化に伴います改正と一部文言の整理を行いたいとするものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第3条第2項の改正につきましては、今申し上げました民法の改正に伴います用語整理でございます。従来の民法におきましては、能力という言葉が各条に使われていたところでございますけれども、これらにつきましては法律解釈上、権利能力、行為能力、意思能力、責任能力とそれぞれ各条ごとに異なる意味で用いられてきたところで、一つの言葉で違う意味をあらわすことがわかりにくいことから、民法上それぞれ明確に表現することとなり、この条におきましても単に「能力」となっていたものを「行為能力」と明確に表現することとしたものであります。なお、この条でいう行為能力とは権利、義務を持つための行為を一人で完全にできる能力という意味でありまして、この能力を持たない者というのは未成年者、成年被後見人ということになります。

第4条、第7条、第8条及び第10条の改正につきましては、文言の整理でございます。

附則につきましては、民法の一部改正が4月1日から施行されておりますことから、この対応のため、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第13 議案第2号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則

○議 長 日程第13、議案第2号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありま

すので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成17年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員